

地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書（概要）

平成21年1月

I はじめに

- 「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」という原則は維持しつつも多様な住民ニーズに対応したより質の高い効率的な行政サービスの実現に資するよう、任期付職員や臨時・非常勤職員などの短時間勤務に係る諸制度について、個々の制度の趣旨を再確認した上で、適正な運用と必要な拡充を図るべき。

II 対応の方向性

1 臨時・非常勤職員の任用等の在り方について

(1) 臨時・非常勤の職の本来在るべき位置づけ

- 臨時・非常勤職員は、臨時的・補助的な業務又は特定の学識・経験を要する職務に任期を限って任用するものとされているところ。各団体において、その趣旨を踏まえ、任用根拠の位置づけを明確にしておくべき。

(2) 臨時・非常勤職員の任用等の在り方

① 採用時の勤務条件等の明示について

- 臨時・非常勤職員の採用に当たっては、採用される職員に対して、法律上の任用根拠、労働基準法に基づく労働条件等を明示すべき。
- 特に任期については、募集・採用の段階で明確に提示し、任期が当然に更新されるものと理解されないように留意すべき。

② 報酬の在り方について

- 臨時・非常勤職員の具体の報酬等の制度や水準は、各地方公共団体の条例等において、常勤職員の給料と同様に職務給の原則を踏まえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定されるべき。
- 労働基準法が適用される非常勤職員に対しては、同法に基づく、割増賃金が支払われることなど、関係法令の規定にも留意が必要。なお、非常勤職員には報酬及び費用弁償を支給することとされており、制度の趣旨に反するような取扱（6月・12月の報酬増額など）はすべきでない。

③ その他の勤務条件の在り方について

- 臨時・非常勤職員の勤務条件の設定にあたっては、最低労働基準である労働基準法の規定（休暇等）を踏まえることが必要。また、国の非常勤職員につい

て定められている休暇について、これと均衡を失しないよう努めるべき。

- 健康診断、社会保険や雇用保険の適用等について、各制度の適用要件に則った適切な対応が図られるべき。

④ 再度の任用について

- 非常勤職員の任期については、その職の性格にかんがみれば、原則1年以内であるという考え方が採られているものと解される。
- 同一の者を同一の職務内容の職に再度任用する際には、新たな職への任用として、改めて職務内容を含めた勤務条件の提示、能力の実証等を経て、本人の意思確認、勤務条件の明示等を行うことが必要。
- 同一の職務内容の職に再度任用され、職務の責任・困難度が同じである場合には、職務給の原則からすれば、報酬額は同一となるもの。また、職務内容や責任の度合い等が変更される場合には、それに伴い給与を変更することは可能。

2 任期付短時間勤務職員制度等の在り方について

(1) 現行制度の周知・活用

- 現行の任期付短時間勤務職員制度の活用方法や得られる効果について、既存の活用事例の紹介を含めて制度の周知を図っていくべき。
- 一定の期間継続して短時間勤務の職をサービス提供に充てる必要がある場合には、臨時・非常勤職員の再度任用の方法以外に、任期付短時間勤務職員制度の活用も検討されるべき。

(2) 任期付短時間勤務職員制度を活用できる要件の在り方

① 新たな類型の任期付短時間勤務制度

- 地方公共団体の提供する業務のうち、一定の専門性を担保する資格や実務経験を有する職（例えば保育士、司書、各種相談員）が必要とされるものについて、明確な業務の期間設定や、行政サービスの提供体制の量的拡充を要する現行制度の要件では活用が困難となっている。これらの場合にも、より柔軟に任期付短時間勤務職員を任用することができる制度の導入可能性について検討を進めるべき。
- また、新たな制度の導入の検討と併せて、「一定の期間内で終了する業務」、「対住民サービスの量的拡大が必要な場合」といった現行制度の枠内での柔軟な任用の可能性についても並行して検討すべき。

② 任期の上限について

- 「3年（特に必要がある場合として条例で定める場合には5年）を超えない範囲内」とされている任期の上限について、条例による特例規定を設けることができる場合の弾力化などの配慮が必要。

③ 再度の任用について

- 任期付短時間勤務職員を再度採用することは可能であるが、その際には、成績主義や平等主義の原則に則り、公募等により、競争試験又は選考による能力の実証を経た上で任用がなされるべき。

④ 給与について

- 任期付短時間勤務職員については、長期継続雇用を前提とせず、特定の業務に従事することが想定されることから、昇給制度は採用せず、一部の手当についても支給しないことが適当とされている。この考え方は、現行制度の拡充を図る場合にも維持されるべきもの。
- 職務内容や責任の度合い等が変更される場合には、それに伴い給与を変更することは可能。

Ⅲ おわりに

- 多種多様な任用の実態や近時の雇用情勢も念頭に置きつつ、地方公共団体における臨時・非常勤職員の任用については、今後検討される任期付短時間勤務制度の活用等と相まって、公務の提供に必要とされる人員体制の確保を一義として適切な対応が求められる。